6　競争参加資格の審査

⑴　建設工事契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、等級の区分を設けている業種にあっては、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア　経営に関する客観的事項の審査数値・Ａ

イ　専門技術者に関する審査数値・・・・Ｂ

ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式　Ａ＋Ｂ＋Ｃ

なお、建築一式工事については、経営に関する客観的事項の審査数値をもって総合数値とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア　年間平均測量等実績高の審査数値・・Ａ

イ　自己資本額の審査数値・・・・・・・Ｂ

ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式　Ａ＋Ｂ＋Ｃ

7　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、原則として、資格があると認めた場合は、令和７年４月１日に林野庁ホームページ（https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/）で公表する「有資格者名簿兼資格確認通知書」への掲載をもって通知し（通知書は郵送しない）、資格がないと認めた場合は、令和７年４月１日までに文書にて通知書を郵送する。

また、郵送又は電子メールによる申請の場合であって、２の⑵に掲げる期間経過後に申請した場合は、申請内容その他の事由により、申請先の森林管理局等が審査結果を通知できる時期が変動するため、当該森林管理局等の担当者に状況を問い合わせること。

なお、８に掲げる資格の有効期間中、上記の「有資格者名簿兼資格確認通知書」は、当該ホームページにおいて常時公表するが、メンテナンス等により一時的に閲覧できない期間が発生する可能性があるため、資格があると認められた場合は、速やかに有資格者名簿兼資格確認通知書（自社の検索結果のみ）の画面を紙又はＰＤＦ等に印刷の上保管し、一般競争入札等で資格確認通知書の提出が必要な場合に備えること。

8　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。なお、郵送又は電子メールによる申請の場合であって、２の⑵に掲げる期間経過後に申請した場合は、資格を付与されたときから、令和９年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年10月以降に予定する、令和９・10年度に係る競争参加者の資格に関する公示に基づき申請書類を提出すること。

9　申請内容の変更

今回の申請において一般競争（指名競争）入札の参加資格を付与された者は、次の事項に変更があった場合は、林野庁ホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/）に掲載する要領に従い「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、下記の添付資料を添え、３⑵により申請書の提出先となった森林管理局等に速やかに提出すること。

なお、営業所の名称、所在地及び電話番号等、「営業所」に関する変更の届け出は不要とする。

⑴　本社（店）住所

⑵　商号又は名称、電話番号、メールアドレス

⑶　法人の場合は代表者の氏名、個人の場合はその者の氏名

⑷　許可・登録の状況

添付資料

ａ　法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し

ｂ　個人の住所の場合は、住民票の写し

ｃ　個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し

ｄ　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し

10　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）入札の参加資格の申請を行うことができる。

⑵　令和７・８年度における一般競争（指名競争）入札の参加資格を付与された後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）入札の参加資格の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）入札の参加資格の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）入札の参加資格を取り消される場合がある。

11　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、以下の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）入札の参加資格の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された合における子会社

⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

⑷　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑸　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

12　令和６年度能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例

能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における４⑸の規定の適用については、４⑸中「令和５年６月16日以降」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

13　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

林野庁ホームページ（https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/）

別記１　申請書の提出場所

⑴　林野庁林政部林政課会計経理第１班

〒100―8952 東京都千代田区霞が関一丁目２番１号　電話番号（03）6744―2282　内線6009

メールアドレス　rinya_kaikei1@maff.go.jp

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/index.html

⑵　北海道森林管理局経理課

〒064―8537 北海道札幌市中央区宮の森３条七丁目70番地　電話番号（011）622―5214

メールアドレス　h_keiri@maff.go.jp

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/sikakusinsei31.32/161102.html

⑶　東北森林管理局経理課

〒010―8550 秋田県秋田市中通五丁目９番16号　電話番号（018）836―2186

メールアドレス　t_keiri@maff.go.jp

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukoku_kyoku/keiri/kyousousankasikaku.html